

平成30年度 第2回野洲市学童保育所運営協議会 会議録

I 日 時 平成30年 11月 30日 (金) 19:00～20:00

II 場 所 北部合同庁舎2階 会議室1

III 出席者 〈運営委員〉

山本 泰平、西中 沙織、西村 知宏 (代理 牧野 智子)、  
山田 知子 (以上保護者会会長)  
南井 武夫 (市自治連合会代表)、辻川 眞由美 (市民生委員児童委員協議会代表)  
平井 晃彰 (小・中学校教頭会代表)、赤坂 悦男 (市健康福祉部政策監)  
井狩 重則 (社協事務局長)  
上田 眞弓、北脇 幸、梶谷 明美、杉本 邦子、立田 裕子、  
太田 千鶴 (以上学童保育所所長)

〈事務局〉

水谷 威彦 (事務局次長)、益田 研 (福祉企画課課長補佐)、  
中村 江利子 (担当)

〈健康福祉部〉

田中 源吾 (健康福祉部次長)、井狩 昭彦 (こども課主席参事)  
中野 良博 (こども課学童保育担当)

IV 欠席者 山田 逸子、堀 麻由美 (保護者会会長)

【内容】

1 開会

2 運営協議会会長あいさつ

3 報告事項

(1) 平成31年度 野洲市こどもの家 (学童保育所) 入所申請状況 (一斉受付) について  
(事務局より) - 資料①参照 -

- ・入所案内説明会 10月14日 (日) 実施。参加者68名 (保育受付含む)  
出てきた質問は基本的な質問より具体的な質問が多かった。「アレルギーを持っている。どういった対応をしてもらえるか」や「特別支援学級に入る予定だがそういった対応は」と例年より少し踏み込んだ質問が多かった。
- ・第一次受付期間 11月7日 (水) ～10日 (土) 4日間実施。
- ・受付総数 775名。
- ・平成30年度の一次申込者数776名。ほぼ同水準。
- ・内訳を見ても、昨年と大きな変動はないが、野洲と北野で昨年より多い申込み。  
まだ二次申込みがあるので変化するかも。
- ・黄色い枠は今年度4月1日の現在の数字で、対比して表している。
- ・775名の申込みで、下には773名と合計数に差異があるが、2名の方が申込みの内容を変更したいということで、辞退されているための差になっている。

- ・(資料裏面)今年度より土曜保育を開始している。4月7日の第1回から登録の児童数と実際に利用された児童数を一覧としてある。
- ・平成30年度は土曜日の開所日数が48回。登録者数は30名。その内、実際に登所している方の平均が18名。最大で23名。少ない日で9名。
- ・横の備考欄には、開所日における状況。季節期間の土曜日は利用対象者が増えるが、実際利用は変わらなかった。
- ・9月29日は、小学校の運動会予定日であったが順延になった。この日は、野洲第2こどもの家(学童保育所)に保育場所を変更して開所したが、変更に伴う混乱はなかった。

(2) 平成30年度 野洲市こどもの家(学童保育所) 迎え遅延に対する対応について

(事務局より) - 資料②参照 -

- ・前回、次回会議で改善案を提出するとしたので、報告させていただく。
- ・一覧表は直近の4月から10月の表を載せている。月ごとに、7時以降の人数を出しており、また横には昨年度の人数を対比として載せている。
- ・真ん中の表は前回と同じ。年度ごとの平均遅延人数を表している。
- ・一番下の表も前回と同じで、遅延の方がどういった状況(回数)で遅れているかというのを表している。
- ・年間を通して上から1回の方は何人か、2回の方は・・・と年度ごとで表している。
- ・横にライン引きをして今回提案をさせていただく。従前は、遅延の方に対してどういった状況で遅れているか付記して、改善を呼びかける文書を渡していた。
- ・一定の効果を得られたが、今後さらに改善をお願いしたいことから、遅延1回から3回の方に関しては、従前通り通知文書を送らせていただく。さらに、4回、5回に関しては、対象の保護者に事務局と面談の機会を持っていただき、改善のための協議をしていただくための案内を送らせていただく。6回のところの赤いラインの「協議」は、面会をさせていただいた中で改善が難しいところとか、面談を依頼しても面談をしていただけない場合、協議させていただく。具体的に協議の内容としては、野洲市の担当課と協議させていただき、一定限の歯止めが出来るようにしたいと考えている。
- ・6回という数字は、遅延対象者の内6.6%の方が対象となってくる。一定のルールをもって対応していきたいので提案させていただくので、皆様に協議していただきたい。

【質疑・応答】

- 委員 ・一番遅れる方は、毎日の方もいらっしゃるのか。
- 事務局 ・月のうち、毎日遅れる方はいないが、月によってはご家族の状況、勤務の状況で2回、3回遅れる方はおられる。
- 委員 ・期間としてはどれぐらいを目途に考えておられるのか。
- 事務局 ・今のところ、期間は関係なく回数で6回19時以降のお迎えが重なった時点で、と考えている。
- 委員 ・できるだけ、子どもさんが長く待たれるのも気の毒。お仕事の都合もあると思うが、子どもさんのことを考えて出来るだけ早く迎えに来ていただけるような対処はしていただかないと、とは思う。預かっていただく先生方にもあまり遅くならないように、お互いがうまくいくように協議していただきたい。
- 事務局 ・一定の基準が必要ということで今回提案させていただいたが、ご意見いただいたように4月、5月で6回発生される方も出てくるかもしれない。回数については、柔軟に考えられる部分を検討したい。

- ・子どもの人数で表しているのですが、1世帯で3人預けておられる方もいるので、そういう場合は「3」という数字で表している。今回遅延6回カウントする際は、児童の数でなく世帯としてカウントする。そのため実際の人数は少し減ると考えている。
- 会長 10分、20分、30分超と書いてあるが、シビアにしておられるとこの前お聞きしたが、そのように理解していいのか。
- 事務局 時間の管理については、7時1分でもきちんと確認して、それを集計している。

(3) 学童保育所「緊急情報一斉メール配信システム」の導入について

(事務局より)－資料③参照－

- ・小学校や園でも取り入れておられる配信システムを学童保育所も利用者導入したいと考えている。
- ・来年の4月1日からの予定で、今現在動いている。
- ・文書は案内文書の案ということで参考にさせていただけたらと思っている。
- ・今までは情報発信の手段として、基本的に野洲市社会福祉協議会のホームページに保護者の方から確認していただくという術しかなかった。
- ・緊急時に、すばやく情報を発信しなければならないということで、情報システムを学童保育所でも導入して運用していきたい。
- ・導入につきましては、野洲市社会福祉協議会のホームページを管理していただいている会社を通じて、下に載っている「ラスクラウト」の会社のシステムを利用して運用したい。
- ・今後詳細について、詰めていかなければならない部分がたくさんあるが、小学校・園と同様に案内文書と共に、登録の手順書をお渡しして保護者の方に登録をお願いしていく。現在、どのような内容を登録していくのかを、検討を重ねているところである。
- ・来年度、4月1日から導入させていただく。但し来年度は、発信内容は、緊急情報に限り運用することと、登録について、毎年4月の段階で登録していただいて、3月31日に全ての情報を抹消する。したがって継続利用の方でも毎年登録していただき運用することで、情報の管理に努めたい。
- ・裏面の方を見ていただき、メール配信の導入に伴いまして、もう1点ご報告とご意見を賜りたいことがある。  
緊急時の対応について提案させていただいている。この文書については、毎年保護者の方にお渡ししている「入所のしおり」から抜粋したものである。
- ・1,2の「特別警報の発令時」「その他警報・注意報」については特に変更はない。
- ・3番目の赤字で書かせていただいている台風来襲時等のところで来年度から変更させていただきたい。
- ・「1) 学校課業期間」については、台風来襲により小学校の方が午前7時の段階で暴風雨警報が県下に発令された場合、基本的に小学校は臨時休校になる。その場合学童保育所は、早朝保育は実施をしておりますが、8時半からは全て開所して対応してきたが、来年度からは安全面を最優先することから学童保育所も原則休所とします。小学校の措置と同じく学童保育所も原則休所とするのに変えさせていただきたい。
- ・次に②で、午後等にそういった事態が起こった場合、小学校が通常に時間を繰り上げて早期下校という対応をとられる場合。基本的には小学校の対応に添って自宅に帰っていただくようお願いする。但し勤務の都合等でどうしても自宅に帰らせることが難しい場合、一旦学童保育所でお預かりさせていただく。ただし、状況により早期のお迎えを依頼する場合がある。この場合は、緊急の対応をお願いしたい。

- ・3 番目については、学校から直接自宅に帰られるのか、学童保育所に登所するのか、安全確認で非常に大切なので、保護者の方はご面倒ですが学校とともに学童保育所にもご連絡いただきたい。
- ・また、早期下校でお預かりする時には、基本的に夜間延長、具体的には 18 時から 19 時の延長は基本的には実施しないということで対応させていただく。
- ・「2) 学校の休業期間」については、例えば夏休み期間とか、土曜保育など場合においても、午前 7 時の段階で暴雨風警報が発令された場合、学童保育所は原則休所としたいということで報告させていただく。
- ・情報については、ホームページと保護者へのメールにて連絡させていただく。
- ・変更に至った事例として、学校休業中の 8 月 23 日に暴風警報が発令したこと、また、9 月 4 日の台風 21 号の際は、学童保育所の施設にも台風による被害があり、翌日以降停電等で被害が長期化したこともありました。  
児童の安全はもちろんのこと、送迎時の危険等も今後増えると考えている。  
お預かりする子どもの安全、送迎時の保護者の方の安全を第一に考えると、休所させていただく方がより安全安心につながると考え提案させていただく。  
当時の状況については、委員の中に所長もおりますので聞いていただけたら、また、その他のご意見もいただきたく協議をお願いしたい。

#### 【質疑・応答】

- 所長
- ・台風 21 号が来襲した 9 月 4 日当日の状況をご報告させていただきます。4 名の児童登所していた。天気が午後以降荒れるということで、保護者の方に早めにお迎えに来ていただく連絡をさせていただいた。ほとんどのお家が 12 時前後にお迎えに来ていただいたが、どうしてもお昼すぎに間に合わないお家が一件あり、そのご家庭が 2 時半頃にお迎えに行こうとしてくださったが、一番お天気が荒れているところで、保護者さん自身が外に出ることに大変危険を感じられたので、お母さんがお父さんにもう一度連絡を取り直していただき、ようやくお迎えに来ていただいた。風もきつかった時で周辺の木々の枝が折れて飛んできたりとか、私たちが子どもたちと部屋で待っていたのだが、子どもも大変不安な怖い思いをされていた。実際お父さんが駐車場に着かれた時、わずかな距離ですが、屋外を歩いていただくということ、それから運転をされて帰られる時も大変怖い思いをされたのではないかと思います。なんとか無事にお帰りいただいた後に、学童保育所施設の屋外に置いてある、普段子どもたちは通らない場所だが、遊具を収容するスールの柵が壁付けだったので、私たちが普段から点検はしていたつもりだったが、壁に沿わせてあるにも関わらず、突風で倒れていたのを発見した。万が一倒れてくる所に親子さんが通行されていたら、大きなお怪我をされていたのではないかと怖い思いをした。
  - ・小学校までの通学路に、大きなゴミステーションのケージがあるのですが、それが歩道側に倒れているのを見まして、小学校にご連絡して、迅速に対応してくださっているが、そこもやはり小学校、学童保育所共通のみなさんが通行される場所なので、お迎えの際そこを通られている、と思うと大変私たちも怖い思いをした。
  - ・学童保育所の中での安全はもちろんですが、そういった行き帰りについてもみなさん安心して帰っていただけるように、こういった緊急の場合の対応のご検討いただきたいと思っている。
- 事務局
- ・実際のところ 9 月 4 日は市内全体で 35 名の方がご利用いただいた。12 時の時点で、すべてお迎えに来ていただくようご連絡をさせていただき、報告いただいた 1 名以外全て 12 時には、迎えに来ていただいたのが、市内全体の状況。
- 会長
- ・緊急時の臨機応変な対応は難しいと思うが、事故のないようにこれからはやっていただきたい。三上も避難所開設とか、篠原もモセンシのはらを開放して対応

しておられた。

- 委員
- ・ひどい台風の中開所していただいて、一番大切なのは子どもたちの安全と保護者さんの送迎の安全。無事に迎えに来ていただけてよかったのですが、危険が伴うのでこういう計画を立てていただいているのは大事なことだと思う。それこそ道中にひどい時間に迎えに行かないといけないことになるかもしれないし、安全が第一だと思う。そのために学校も早く帰らせたり、休校にしたりしているし、電車も前日から早くから止まることを案内している。ただ、保護者さんの就労が大丈夫なのかと思う。今年はそういう状況で迎えには来てくださるが、保護者さんも子どもの安全を考えて来てくださるが、就労も考えてくださったと思うが、その辺の状況はどうだったのか、というのがひとつ。他の守山市や草津市、近隣の市などはどういった対応をしておられるのか、わかればお聞かせ願いたい。
- 事務局
- ・一点目の保護者の方の就労について、実際、そういった方もおられるのではと検討させていただいた。緊急時にこそ、仕事に行かなければならない方もおられると思うが、基準については、一律の形で行う方が、わかり易く公平ではないか、またそういった保護者の方については必要なことだと考えますが、送迎をお願いしている以上、報告のあったように送迎時の危険も考えて、今回はこの提案をさせていただいた。  
災害の状況について専門家ではないのだが、減少するというより発生期間も広がるだろうし、被害も大きくなると予想されるので、こうした対応をしたいと思っている。例えば警報が解除されて、注意報も解除されて、安全が確保された時点から保育することも考えたのだが、その判断も難しいということと、解除されたとしても周辺の状態も踏まえて確認するのは非常に困難で、そういった事からも、朝から休所という形で対応するのがベストと考え提案させていただいた。
- こども課
- ・近隣の状況ですが、調べさせていただいたところ、学童保育所にかかる部分では、草津市については学校の休校については閉所という形をとられている。教育委員会の発令が出た場合については閉所をされている。栗東市も同じような状況。守山市も同様の取り扱いをされていると聞いている。近江八幡市についても同じような状況だということ伺っている。
- 委員
- ・緊急配信メールについてですが、登録できるのはひと家庭に一人だけなのか。学校の登録もさせていただいているのですが、一世帯に一人と記憶しているのですが、緊急時こそ例えば母親だけが登録するのではなく、やはり家族のみんなが登録できれば、緊急時にメールではないのですが早く情報を得て少しでも早く迎えに行ったりとか、相談できると思うのですが、一世帯に一人ではなく、運営上それがやむを得ないのあれば仕方ないのですが、可能な限り登録ができればありがたいと思う。
  - ・緊急時に休所になるということですが、来年度からの改正という形になるのか。学童保育所の入所案内説明会で、私は参加していないので、その時点で、緊急時や台風が襲来した時のことはどのような内容でご説明されたのか教えてもらえたら。実際の説明と入所してから来年度の説明と違うということになると、困られる方もおられると思うので、状況を教えていただきたいと思う。
- 事務局
- ・まず登録のことですが、システムの細かい内容については今後決めますので、ご意見いただいたということ踏まえて検討していきたい。
  - ・説明会でご質問とその返答ということで、実際お一人の方が緊急時の対応ということでご質問があった。その時は、今までの対応として従前はこのように対応していますので、と平成30年度の「入所のしおり」に書いてある現状で実績として報告させていただいている。変更したことについては、来年3月に入所が決まった方を対象に社会福祉協議会が主催して準備説明会を開催するので、

決まりましたら説明させてもらう。

- 委員 ・朝は風が強く、警報が出てるので休校になるけど、午後から大丈夫なときは登校させるとか、そういう場合の対応とかはどうされるのか。
- こども課 ・近隣で調べさせてもらったのには、先ほど申し上げた4市、草津市は解除後の2時間後に開所という形をとられている。正午まで解除がない場合は閉所。栗東市は正午までに解除されたら1時に開所。守山市は学校が休校であれば閉所、学校同様の対応である。学校が再開された時の開所については、調査させていただいていない。また、近江八幡市の状況は実態的にわからない。

事務局 次回の日程は、来年3月8日(金)午後7時からを予定しております。

#### 4 閉会